

科技高のルーツ・沿革について

現在の科技校の公式見解（「10年のあゆみ」等） その1

- | | |
|--------------|--|
| 1937年（昭和12年） | 神戸市議会で神戸市立松野実業学校の新設が可決。校舎建築起工。 |
| 1938年（昭和13年） | 文部省告示により、新設開校認可、2年制乙種実業学校として、機械、電気、工芸、商業の4学科で創立。 |
| 1939年（昭和14年） | 第一回創立記念式を挙行 |

神戸市立松野実業学校の根拠は、「二種以上ノ實業學校ノ学科ヲ置ク學校ニ関スル規程」に基づく実業学校として認可。

二種以上ノ實業學校ノ学科ヲ置ク學校ニ関スル規程ニ依リ左記実業学校ヲ設置シ昭和一三年四月ヨリ開校ノ件昭和一三年三月二十八日認可セリ

昭和一三年三月三十一日

文部大臣 侯爵 木戸 幸一

名称 神戸市立松野実業學校
位置 兵庫県神戸市須磨区松野通
設立者 兵庫県神戸市立学校
学科 工業部 機械科
電気科
工芸科
商業部
修業年限 二年
入学資格 尋常小学校卒業程度

昭和13年3月31日，文部省令113号

1921年（大正9年）に実業学校令の改正があり，農業学校，商業学校，商船学校の甲種・乙種の区別が廃止される。更に，従来の実業学校（工業学校，農業学校，商業学校，商船学校，及び実業補習学校。更に工業学校の中に徒弟学校）とは別に，各種の職業に関する実業教育を行う職業学校が認められる。

そして「二種以上ノ實業學校ノ学科ヲ置ク學校ニ関スル規程」が定められ，2種類以上の学科を持つ実業学校の設置が可能になった。

文部省令第5号「二種以上ノ實業學校ノ学科ヲ置ク學校ニ関スル規程」大正十年一月十八日

松野実業学校は、職業型職業学校（2年制で、昭和12年には既に甲・乙の区別はなくなっていた）で、入学条件が尋常小学校卒業（12歳）の2年制の実業学校を、この当時乙種と呼ぶ慣習があったようであり、社会でも甲・乙が、まだ通用していたようである。

参考文献 井上知則、「職業学校に関する史的考察—その量的把握をとおして—」、技術教育研究増刊号、1982年7月

比較（神戸市内の県工と村工）

○兵庫県立兵庫工業高校のルーツである兵庫県立工業学校の場合

1902年（明治35年）、兵庫大開通（兵庫駅の北側）に開設
実業学校令（明治三十二年二月七日勅令二十九号）に基づく、工業学校規程（明治三十二年二月二十五日文部省令第八号）に依って設立された工業学校で、入学資格は、高等小学校の卒業。

○村野工業高校のルーツである村野工業学校の場合

1920年（大正9年）、現校地において認可
実業学校令（明治三十二年二月七日勅令二十九号）に基づく、徒弟学校規程（明治二十七年七月二十五日文部省令第二十号）に依って設立された徒弟学校として認可されたが、翌年（1921年・大正9年）に実業学校規定の改正があり、村野工業学校として開設される。

現在の科技校の公式見解（「10年のあゆみ」等） その2

1943年（昭和18年）甲種工業学校に昇格，校名を神戸市立第一工業学校と改称．機械，電気，建築の3科を置き，工芸科を廃止，商業科を分離．

「甲種工業学校に昇格」について

昭和18年『教育に関する戦時非常処置方策』が発令され，それまでの実業学校令，及び，工業学校規程，農業学校規程，商業学校規程，商船学校規程，及び職業学校規程等が廃止され，新たに実業学校規程が公布される． **いわゆる教育の戦時体制**

- ・工業学校規程が廃止され，更に国策によって商業学校が工業学校に転換或いは廃止が推し進められる中で，松野実業学校は，工業学校に転換（工業以外の科を切り離し）したと推定される．
- ・商業部は，松野実業学校から切り離されて，神戸市立商業拓殖学校となった。

※「甲種工業学校に昇格」ではなくて，教育の戦時体制の下で実業学校令と工業学校規程が廃止され，新たな実業学校規程に基づいて「工業学校に転換」であったと推定．それに伴って修業年限も2年から4年となった。

参考

神戸市立の実業学校では，北神商業学校（市立兵庫商業高校のルーツ）が，戦時体制の下，国策で1944年（昭和19年）に工業学校に転換して，北神工業学校となる．戦後，1946年（昭和21年）に商業高校に復帰して，北神商業学校となる。